同上0.20以上0.30未満のもの	1.9134	0.6799	1.1385	0.0611	0.4474	0.0080
同上0.30以上0.40未満のもの	2.5645	0.4845	1.7496	−0.1222	0.6911	−0.0651
同上0.40以上0.50未満のもの	4.7616	−0.3947	2.8482	−0.5616	1.1824	−0.2604
同上0.50以上0.60未満のもの	6.7150	−1.3718	4.2742	−1.2739	1.7896	−0.5656
同上0.60以上0.70未満のもの	9.6071	−3.1058	6.7988	−2.7882	3.0918	−1.3474
同上0.70以上0.80未満のもの	12.4552	−5.1003	9.6869	−4.8111	4.9653	−2.6580
同上0.80以上0.90未満のもの	13.5937	−6.0119	10.1743	−5.2022	5.5765	−3.1466
同上0.90以上1.00未満のもの	14.1649	−6.5248	10.6257	−5.6048	6.1038	−3.6227
同上1.00以上のもの	14.1649	−6.5248	10.6257	−5.6048	6.1038	−3.6227

附則別表第十四

沖縄県の市町村に係る乗率（附則第二十条関係）

市　町　村　名	級地による補正率ア	級地による補正率イ
石垣市	16.977	4.162
宮古島市	14.219	3.254
伊江村	11.346	2.324
渡嘉敷村	11.346	2.324
座間味村	11.346	2.324
粟国村	11.346	2.324
渡名喜村	11.346	2.324
南大東村	19.735	5.070
北大東村	19.735	5.070
伊平屋村	11.346	2.324
伊是名村	11.346	2.324
久米島町	11.346	2.324
多良間村	16.977	4.162
竹富町	19.735	5.070
与那国町	19.735	5.070

別表第一　法第13条に規定する補正係数の算定に用いる補正率等の表（第６条、第７条、第９条、第10条、第11条の２、第13条、第17条、第49条関係）

(1)　都道府県分

経　費　の　種　類	測定単位	補　正　率　等	
一　警察費	警察職員数	段階補正	
		測定単位の数値が3,101人以上のもの	
		3,101人	1.00
		3,101人を超え5,000人までの数	0.98
		5,000人を超え10,000人までの数	0.97
		10,000人を超え20,000人までの数	0.94
		20,000人を超える数	0.94

同上0.20以上0.30未満のもの	1.8287	0.6793	1.1097	0.0623	0.4277	0.0116
同上0.30以上0.40未満のもの	2.5494	0.4632	1.6941	−0.1128	0.6821	−0.0642
同上0.40以上0.50未満のもの	4.6712	−0.3855	2.8425	−0.5722	1.1484	−0.2511
同上0.50以上0.60未満のもの	6.6178	−1.3586	4.1642	−1.2340	1.7715	−0.5624
同上0.60以上0.70未満のもの	9.3810	−3.0167	6.6768	−2.7404	3.0361	−1.3215
同上0.70以上0.80未満のもの	12.2236	−5.0059	9.5377	−4.7432	4.8850	−2.6158
同上0.80以上0.90未満のもの	13.3517	−5.9090	9.9838	−5.1012	5.4306	−3.0517
同上0.90以上1.00未満のもの	13.9158	−6.4171	10.4134	−5.4867	6.0334	−3.5948
同上1.00以上のもの	13.9158	−6.4171	10.4134	−5.4867	6.0334	−3.5948

附則別表第十四

沖縄県の市町村に係る乗率（附則第二十条関係）

市　町　村　名	級地による補正率ア	級地による補正率イ
石垣市	16.843	4.178
宮古島市	14.118	3.267
伊江村	11.283	2.333
渡嘉敷村	11.283	2.333
座間味村	11.283	2.333
粟国村	11.283	2.333
渡名喜村	11.283	2.333
南大東村	19.568	5.089
北大東村	19.568	5.089
伊平屋村	11.283	2.333
伊是名村	11.283	2.333
久米島町	11.283	2.333
多良間村	16.843	4.178
竹富町	19.568	5.089
与那国町	19.568	5.089

別表第一　法第13条に規定する補正係数の算定に用いる補正率等の表（第６条、第７条、第９条、第10条、第11条の２、第13条、第17条、第49条関係）

(1)　都道府県分

経　費　の　種　類	測定単位	補　正　率　等	
一　警察費	警察職員数	段階補正	
		測定単位の数値が3,095人以上のもの	
		3,095人	1.00
		3,095人を超え5,000人までの数	0.98
		5,000人を超え10,000人までの数	0.97
		10,000人を超え20,000人までの数	0.93
		20,000人を超える数	0.94